

3回目 周南市入札監視委員会 議事概要

日 時：平成31年1月21日（月）

9：00～12：00

場 所：周南市役所5階 委員会室1

【議事概要】

現行の入札制度における問題点とその改善（案）の検討について

1 答申作成までの検討スケジュールの説明とこれに対する意見

【委員】ロードマップは審議経過を反映したものとなるのか。

【事務局】審議経過を反映した最終的なものを公開したい。

【委員】庁内検討会は、どのような立場の職員が関わっているのか。

【事務局】関係各課の係長級、主査級の職員が関わっている。

【委員】ロードマップに検討会のメンバーと検討内容を明示してほしい。

2 事務局が考える問題点と改善（案）についての説明とこれに対する意見

(1) コンプライアンス意識の向上についての説明とこれらに対する意見

【委員】行政管理部長より、人事課によるコンプライアンス研修についての説明を受けた。今回、行政管理部長から実施中の研修について説明があったことはよかった。財政部、契約監理課、技監職の職務を越える問題については、担当課より説明してほしい。

【委員】全職員に対するコンプライアンス研修の中に、工事発注担当者向けの研修と同様の項目を付加し、今回の事件を意識させる工夫をしてほしい。研修の中身については、委員会でも提言したい。

【事務局】委員会の意見を今後の研修に活かしたい。

【委員】今回の研修の欠席者のフォローはどのようにするのか。

【事務局】研修内容をグループウェアに提示して欠席者に周知したい。

【委員】前回指摘した受注者向けのコンプライアンス意識醸成の仕組みについてはどのように考えているか。

【事務局】次回（2021-2022年度入札参加資格登録時）の入札参加資格登録の際に検討したい。

【委員】研修を受講したことに対するエビデンスはどのように考えているか。また、そのようなものの蓄積はどこでやっているのか。

【事務局】チェックシートで管理している。いままで、チェックシートは所属長どまりであったが、人事課で把握できるように改善したい。

【委員】100%の出席をめざすとあるが、欠席者のフォローはどのようにするのか。

【事務局】欠席者には、所属長から説明をさせてアンケート等を実施させる予定である。

(2) 組織の改善 【強化についての説明とこれらに対する意見

事務局から、検討会での議論をふまえ、技監の職務に相当する部分を組織で対応するアイデアが示された。

【委員】組織としてのイメージは、どのようなものを意識しているのか。

【事務局】技監の役割を個人から組織に変えたいと考えている。

【委員】技監、技監兼検査監、検査監の職務が、よくわからないので、組織図で説明し

てほしい。

【事務局】組織図を示しながら説明。

【委員】検査監が関わるのは工事のみか。

【事務局】工事のみである。

【委員】事務局案で、個人から組織に変更することで、今回の問題がどのように解消されるのか。

【事務局】技監は少人数の独任的な職場になっているので、複数の所属する職場にして相互監視することで、不正を防止する効果を狙いたい。

【委員】組織にすると、今まで1人の技監だけしか知らなかった数字を、多くの人が知るようになり、情報を知る人を減らすという方針に逆行することにならないか。

【事務局】複数人で関与することにより、不正防止の抑止力になることを狙っている。

【委員】技監と検査監を一人の人間が兼務することに問題はないのか。また、上下関係はないのか。

【事務局】両者とも課長相当職で上下関係はなく水平的な関係といえる。職制が異なるものを一人の人間が兼務しているのは人員不足が理由である。技監と検査監の兼務は解消する方向で考えている。

(3) 設計金額を知りうる職員が多いことの見直しの説明とこれらに対する意見

【委員】現状の体制で、金額を知りうる人数を減らすとすれば、何人に減るのか。

【事務局】資料に示す工事では約25人から6人に減る。

【委員】技監を組織に置き換えた場合、知りうる人数は増えるのではないか。

【事務局】全体として、増えることになる。

【委員】かつては、書類が各棟各室を行き来する決裁が行われていたが、今年度新庁舎になり、庁舎内で完結するようになったということか。

【事務局】図を用いて、持ち回り決裁の複雑さを説明した。

【委員】新庁舎では、部長もオープンプロアのため、以前のような個室でのやり取りがなくなり、ハード面の改善が進んだということか。

【事務局】密室の協議になりにくい状態となっている。

【委員】新聞報道で、執務室に容疑者（業者）が出入りしていたとされているが、そのようなことは可能なのか。

【事務局】部外者が執務室に入ってくることはない。また、現在のオープンプロアでは、執務空間に入るようなことがあれば、他者にみられることになる。

(4) 総合評価方式の運用の拡充についての説明とこれらに対する意見

【委員】総合評価方式の増加については、発注量の何割程度を目標とするのか。

【事務局】数字を示すことはできないが、拡充について検討したい。

【委員】受注者が偏るとの懸念が示されたが、受注額の上限を設定するなどの措置を検討しないのか。

【事務局】受注調整を実行している自治体もあるが、周南市としては慎重に取り扱いたい。

【委員】総合評価方式を拡充できないのならば、できないとしたうえで対策を検討すべきである。ただし、拡充できない理由を明確にする必要がある。県内他市の状況を示して欲しい。

【事務局】次回までに県内他市の状況を整理して示したい。

3 入札後から契約までの制度についての説明とこれに対する意見

【委員】入札執行結果調査（平成29年度施行）の適用範囲を広げることは検討するのか。

【事務局】今回の事案でいえば、平成28年度発注の案件は、平成29年度に発注されていれば対象案件となりうる。また、平成29年度発注案件は判断基準額を980円上回ることから、対象とならない。対象範囲も含め実効性のある制度への見直しを図りたい。

【委員】入札後に違算が判明した場合にはどうなるのか。

【事務局】改札後に保留にして一定期間積算疑義を受け付けている。

【委員】契約後に違算が判明した場合はどうなるのか。

【事務局】契約後は疑義の申し立てはできないが、契約後に違算が判明した場合は、各担当課で対応することになる。

【委員】入札結果に不正の可能性があった場合、調査する人が不正を行った人だと意味がないので、調査は第三者がしないといけない。

【事務局】入札執行結果調査については、契約等審査会に報告され、確認している。
（第4回目で報告）

4 その他

【委員】今回は、研修について行政管理部長から説明があったことについては評価したい。本件は市全体で取り組む問題で、契約監理課と技監だけで対応するには限界があるので、関係する部署が必要に応じて対応してほしい。

以上